

(平成27年1月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 20 件

厚生年金関係 20 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

厚生年金関係 9 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を 24 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成 13 年 11 月は 26 万円、同年 12 月は 28 万円、15 年 4 月及び同年 5 月は 12 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
② 平成 13 年 11 月 1 日から 18 年 5 月 1 日まで

A 事業所に勤務した期間のうち、各申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されているので、給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 事業所における申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、24 万円と記録されていたところ、平成 13 年 3 月 22 日付けで、同年 1 月に遡って、9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる上、申立人と同様に、事業主を含む 15 人も同日付けで標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、A 事業所は、申立期間①当時に社会保険料の滞納があり、社会保険事務所からの指導により、標準報酬月額の遡及減額訂正を行った旨回答している。

これらを総合的に判断すると、平成 13 年 3 月 22 日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認めら

れないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円に訂正することが必要である。

次に、申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、平成13年11月、同年12月、15年4月及び同年5月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、13年11月は26万円、同年12月は28万円、15年4月及び同年5月は12万6,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料を納付したと回答していることから、上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成14年1月から15年3月まで、同年6月から18年4月までについては、当該期間に係る給与明細書等により、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致することから、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 11 日及び 17 年 12 月 9 日は 150 万円、22 年 12 月 10 日は 100 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 11 日  
② 平成 17 年 12 月 9 日  
③ 平成 22 年 12 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間は給付に反映されない記録となっているので、調査して、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 11 日及び 17 年 12 月 9 日は 150 万円、22 年 12 月 10 日は 100 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月以

降は、年金事務所) に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 11 日は 80 万円、17 年 12 月 9 日は 150 万円、22 年 12 月 10 日は 100 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 11 日  
② 平成 17 年 12 月 9 日  
③ 平成 22 年 12 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間は給付に反映されない記録となっているので、調査して、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 11 日は 80 万円、17 年 12 月 9 日は 150 万円、22 年 12 月 10 日は 100 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月以

降は、年金事務所) に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 7 月 11 日は 88 万 3,000 円、同年 12 月 11 日は 145 万円、16 年 7 月 9 日は 131 万 4,000 円、同年 12 月 10 日は 142 万 3,000 円、17 年 7 月 8 日は 128 万円、同年 12 月 9 日及び 18 年 7 月 10 日は 150 万円、同年 9 月 29 日は 81 万 6,000 円、同年 12 月 8 日は 150 万円、19 年 7 月 10 日は 143 万 2,000 円、同年 12 月 10 日は 132 万 1,000 円、20 年 7 月 10 日は 123 万 5,000 円、同年 12 月 10 日は 102 万 2,000 円、21 年 7 月 10 日は 41 万 5,000 円、同年 12 月 10 日は 85 万 7,000 円、22 年 7 月 9 日は 104 万 7,000 円、同年 12 月 10 日は 109 万円、23 年 7 月 8 日は 90 万円、同年 12 月 9 日は 62 万円、24 年 7 月 10 日は 80 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 11 日  
② 平成 15 年 12 月 11 日  
③ 平成 16 年 7 月 9 日  
④ 平成 16 年 12 月 10 日  
⑤ 平成 17 年 7 月 8 日  
⑥ 平成 17 年 12 月 9 日  
⑦ 平成 18 年 7 月 10 日  
⑧ 平成 18 年 9 月 29 日  
⑨ 平成 18 年 12 月 8 日  
⑩ 平成 19 年 7 月 10 日  
⑪ 平成 19 年 12 月 10 日

- ⑫ 平成 20 年 7 月 10 日
- ⑬ 平成 20 年 12 月 10 日
- ⑭ 平成 21 年 7 月 10 日
- ⑮ 平成 21 年 12 月 10 日
- ⑯ 平成 22 年 7 月 9 日
- ⑰ 平成 22 年 12 月 10 日
- ⑱ 平成 23 年 7 月 8 日
- ⑲ 平成 23 年 12 月 9 日
- ⑳ 平成 24 年 7 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間は給付に反映されない記録となっているので、調査して、給付されるよう記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 15 年 7 月 11 日は 88 万 3,000 円、同年 12 月 11 日は 145 万円、16 年 7 月 9 日は 131 万 4,000 円、同年 12 月 10 日は 142 万 3,000 円、17 年 7 月 8 日は 128 万円、同年 12 月 9 日及び 18 年 7 月 10 日は 150 万円、同年 9 月 29 日は 81 万 6,000 円、同年 12 月 8 日は 150 万円、19 年 7 月 10 日は 143 万 2,000 円、同年 12 月 10 日は 132 万 1,000 円、20 年 7 月 10 日は 123 万 5,000 円、同年 12 月 10 日は 102 万 2,000 円、21 年 7 月 10 日は 41 万 5,000 円、同年 12 月 10 日は 85 万 7,000 円、22 年 7 月 9 日は 104 万 7,000 円、同年 12 月 10 日は 109 万円、23 年 7 月 8 日は 90 万円、同年 12 月 9 日は 62 万円、24 年 7 月 10 日は 80 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B営業所（後に、C社D店に名称変更）における資格喪失日に係る記録を昭和42年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月30日から同年12月1日まで

A社B営業所又はC社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B営業所又はC社において、申立期間に厚生年金保険被保険者記録のある複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間に継続して勤務し（A社B営業所からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、複数の従業員の供述から昭和42年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B営業所における昭和42年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の当時の事業主の所在が不明のため確認できないが、事業主が資格喪失日を昭和42年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付され

るべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日  
② 平成16年6月10日

A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。当該期間に係る賞与支給明細を提出するので、当該期間の標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社から提出された申立期間①及び②に係る賞与支給明細により、申立人は、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記賞与支給明細において確認できる厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立人が主張する標準賞与額（34万2,000円）に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額を34万2,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和19年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成20年7月4日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成25年10月7日付けで34万2,000円とされたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額については保険給付に反映されない記録とされている。

しかしながら、A社から提出された支給控除一覧表によると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（34万2,000円）に見合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、B厚生年金基金及びC健康保険組合から提出された賞与支払届によると、申立期間の標準賞与額は34万2,000円であることが確認できる。

さらに、A社の社会保険事務を代行する社会保険労務士は、「賞与支払届は複写式であり、健康保険組合に基金分及び社会保険事務所分をまとめて送付している。申立期間のみ別々に送付したとは考えづらい。」としている上、C健康保険組合は、「賞与支払届は5枚複写の様式である。当組合に基金分と社会保険事務所分が提出された場合、当組合で回送している。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、B厚生年金基金及びC健康保険組合から提出された賞与支払届から、34万2,000円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、事業主は、申立人が主張する標準賞与額（34万2,000円）に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額を34万2,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月4日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成25年10月7日付けで34万2,000円とされたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額については保険給付に反映されない記録とされている。

しかしながら、A社から提出された支給控除一覧表によると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（34万2,000円）に見合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、B厚生年金基金及びC健康保険組合から提出された賞与支払届によると、申立期間の標準賞与額は34万2,000円であることが確認できる。

さらに、A社の社会保険事務を代行する社会保険労務士は、「賞与支払届は複写式であり、健康保険組合に基金分及び社会保険事務所分をまとめて送付している。申立期間のみ別々に送付したとは考えづらい。」としている上、C健康保険組合は、「賞与支払届は5枚複写の様式である。当組合に基金分と社会保険事務所分が提出された場合、当組合で回送している。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、B厚生年金基金及びC健康保険組合から提出された賞与支払届から、34万2,000円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立人が主張する標準賞与額（22万円）に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額を22万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月4日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成25年10月7日付けで22万円とされたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額については保険給付に反映されない記録とされている。

しかしながら、A社から提出された支給控除一覧表によると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（22万円）に見合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、B厚生年金基金及びC健康保険組合から提出された賞与支払届によると、申立期間の標準賞与額は22万円であることが確認できる。

さらに、A社の社会保険事務を代行する社会保険労務士は、「賞与支払届は複写式であり、健康保険組合に基金分及び社会保険事務所分をまとめて送付している。申立期間のみ別々に送付したとは考えづらい。」としている上、C健康保険組合は、「賞与支払届は5枚複写の様式である。当組合に基金分と社会保険事務所分が提出された場合、当組合で回送している。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準賞与額に係る届出を

社会保険事務所に対して行ったと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、B厚生年金基金及びC健康保険組合から提出された賞与支払届から、22万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立人が主張する標準賞与額（19万8,000円）に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額を19万8,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月4日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成25年10月7日付けで19万8,000円とされたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額については保険給付に反映されない記録とされている。

しかしながら、A社から提出された支給控除一覧表によると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（19万8,000円）に見合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、B厚生年金基金及びC健康保険組合から提出された賞与支払届によると、申立期間の標準賞与額は19万8,000円であることが確認できる。

さらに、A社の社会保険事務を代行する社会保険労務士は、「賞与支払届は複写式であり、健康保険組合に基金分及び社会保険事務所分をまとめて送付している。申立期間のみ別々に送付したとは考えづらい。」としている上、C健康保険組合は、「賞与支払届は5枚複写の様式である。当組合に基金分と社会保険事務所分が提出された場合、当組合で回送している。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、B厚生年金基金及びC健康保険組合から提出された賞与支払届から、19万8,000円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立人が主張する標準賞与額（20万5,000円）に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額を20万5,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和39年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成20年7月4日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成25年10月7日付けで20万5,000円とされたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額については保険給付に反映されない記録とされている。

しかしながら、A社から提出された支給控除一覧表によると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（20万5,000円）に見合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、B厚生年金基金及びC健康保険組合から提出された賞与支払届によると、申立期間の標準賞与額は20万5,000円であることが確認できる。

さらに、A社の社会保険事務を代行する社会保険労務士は、「賞与支払届は複写式であり、健康保険組合に基金分及び社会保険事務所分をまとめて送付している。申立期間のみ別々に送付したとは考えづらい。」としている上、C健康保険組合は、「賞与支払届は5枚複写の様式である。当組合に基金分と社会保険事務所分が提出された場合、当組合で回送している。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、B厚生年金基金及びC健康保険組合から提出された賞与支払届から、20万5,000円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、事業主は、申立人が主張する標準賞与額（20万4,000円）に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額を20万4,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和62年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月4日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成25年10月7日付けで20万4,000円とされたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額については保険給付に反映されない記録とされている。

しかしながら、A社から提出された支給控除一覧表によると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（20万4,000円）に見合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、B厚生年金基金及びC健康保険組合から提出された賞与支払届によると、申立期間の標準賞与額は20万4,000円であることが確認できる。

さらに、A社の社会保険事務を代行する社会保険労務士は、「賞与支払届は複写式であり、健康保険組合に基金分及び社会保険事務所分をまとめて送付している。申立期間のみ別々に送付したとは考えづらい。」としている上、C健康保険組合は、「賞与支払届は5枚複写の様式である。当組合に基金分と社会保険事務所分が提出された場合、当組合で回送している。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、B厚生年金基金及びC健康保険組合から提出された賞与支払届から、20万4,000円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年3月30日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い。社名がB社（現在は、C社）に変わったものの、継続して勤務していたため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の従業員の回答から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和37年4月1日に同社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 20 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社に係る「2003 年夏季賞与明細書」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、30 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成11年7月から12年9月までは41万円、同年10月から13年7月までは47万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月1日から13年8月24日まで

A社に勤務した申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給料額に見合う標準報酬月額と相違しているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成11年7月から12年9月までは41万円、同年10月から13年7月までは47万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成14年12月28日）の後の15年2月5日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正処理されていることが確認できる上、申立人と同様に、標準報酬月額が同日に減額訂正処理されている者が複数人確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正処理する合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成11年7月から12年9月までは41万円、同年10月から13年7月までは47万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を 58 万 6,000 円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出のあった申立人に係る平成 20 年 12 月度賞与個人別明細表及び平成 20 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、平成 20 年 12 月 30 日から 22 年 4 月 15 日までの期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 8 月 1 日に年金事務所に対して提出したことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 81 条の 2 及び関係法令により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

そのため、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主により免除の申出があ

った場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、同法第 75 条本文の規定による、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、上記賞与個人別明細表及び所得税源泉徴収簿に係る記録において確認できる賞与額から、58 万 6,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を 40 万 9,000 円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出のあった申立人に係る平成 20 年 12 月度賞与個人別明細表及び平成 20 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、平成 20 年 11 月 28 日から 21 年 9 月 30 日までの期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 8 月 1 日に年金事務所に対して提出したことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 81 条の 2 及び関係法令により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

そのため、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主により免除の申出があ

った場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、同法第 75 条本文の規定による、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、上記賞与個人別明細表及び所得税源泉徴収簿に係る記録において確認できる賞与額から、40 万 9,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B。現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和55年12月8日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B）における資格取得日に係る記録を昭和56年2月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年9月4日から同年12月8日まで  
② 昭和56年2月21日から同年3月10日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の回答書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社D事業所から同社E事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、異動日については、申立人が昭和55年12月に新規に事業所が開設されることに伴い異動したと記憶していることから、同年12月8日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社（B）における昭和55年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の回答書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社E事業所から同社D事業所に異動）、当該期

間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、異動日については、A社において店長をしていた者の供述及びオンライン記録により確認できる申立人の同社における資格取得及び喪失の記録から判断すると、昭和56年2月21日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社（B）における昭和56年3月の社会保険事務所の記録から、19万円とすることが妥当である。

- 3 なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は、資料の保存が無く、確認することができない旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人に係る標準賞与額の記録については、平成19年7月23日は52万9,000円、同年12月10日は49万7,000円、20年7月23日は56万5,000円、同年12月10日は55万3,000円、21年7月23日は51万4,000円、同年12月10日は53万5,000円、22年7月23日は51万1,000円、同年12月10日は52万4,000円、23年7月23日は50万4,000円、同年12月10日は53万8,000円とされているところ、当該記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①から⑩までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①から⑩までにおける標準賞与額に係る記録を、19年7月25日は52万9,000円、同年12月25日は48万9,000円、20年7月28日は56万円、同年12月28日は53万円、21年7月28日は50万円、同年12月28日は53万円、22年7月23日は50万円、同年12月10日は52万4,000円、23年7月15日は50万円、同年12月15日は53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月  
② 平成19年12月  
③ 平成20年7月  
④ 平成20年12月  
⑤ 平成21年7月  
⑥ 平成21年12月  
⑦ 平成22年7月  
⑧ 平成22年12月  
⑨ 平成23年7月  
⑩ 平成23年12月

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①から⑩までの標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、当該期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった平成19年分から23年分までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び賞与計算表並びに申立人から提出のあった申立期間⑦から⑩までに係る預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間①から⑩までに賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①から⑩までにおける賞与支払年月日については、A社が年金事務所に事後訂正の届出を行っているが、上記源泉徴収簿及び預金通帳の写しにおける支払年月日により、それぞれ、平成19年7月25日、同年12月25日、20年7月28日、同年12月28日、21年7月28日、同年12月28日、22年7月23日、同年12月10日、23年7月15日、同年12月15日とすることが相当である。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑩までの標準賞与額については、上記賞与計算表において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成19年7月25日は52万9,000円、同年12月25日は48万9,000円、20年7月28日は56万円、同年12月28日は53万円、21年7月28日は50万円、同年12月28日は53万円、22年7月23日は50万円、同年12月10日は52万4,000円、23年7月15日は50万円、同年12月15日は53万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①から⑩までの賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、当該期間当時、申立人の当該賞与に係る届出を行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月10日は24万8,000円、19年7月5日は27万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を27万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年12月10日  
② 平成19年7月5日  
③ 平成19年12月10日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。また、申立期間③については、標準賞与額が実際の賞与支給額に見合う標準賞与額と相違していることが分かった。

申立期間①及び②については、賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。また、申立期間③の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、A社から提出された申立人に係る平成18年及び19年賃金台帳から、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①及び②の標準賞与額については、上記賃金台帳において

確認できる保険料控除額から、申立期間①は 24 万 8,000 円、申立期間②は 27 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立期間③について、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準賞与額は 13 万 9,000 円と記録されているところ、上記貸金台帳によると、申立人は、平成 19 年 12 月 10 日に A 社から 27 万 9,900 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（27 万 9,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る届出を社会保険事務所に誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東東京厚生年金 事案 25794 (事案 12926 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から 14 年 1 月 1 日まで

A社に勤務した期間の標準報酬月額が低く記録されていることについて第三者委員会に申し立てたが、申立期間のみ記録の訂正は不要である旨の通知を受けた。会社の都合により、B社から関連会社であるA社に転籍となったが、転籍した後も同社を退職するまで、報酬月額に変更はなかったはずである。

今回、新たな資料として、平成 12 年分の確定申告書の写しを提出するので、申立期間について、報酬月額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、元従業員から提出された給与明細書によると、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料が給与から控除されていることが確認できることなどから、当該期間においてA社では、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除が行われていたと考えられ、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、年金記録確認C地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成 22 年 11 月 17 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、平成 12 年分の所得税の確定申告書(一般用)の写し(以下「申告書」という。)を提出し、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしいと申し立てている。

上記申告書によると、平成 12 年において、オンライン記録の標準報酬月額(20 万円)に基づく社会保険料控除額を上回る保険料額が記載されていることが確認できる。

また、申立人の取引金融機関から提出された取引記録におけるB社からの振込金額等から判断すると、申立人は、同年において、その主張する標準報酬月額に見合う報酬月額を受けていたことが推認できる。

しかしながら、上記申告書の扶養控除欄には、申立人の子の氏名が記載されており、オンライン記録によると、当該子は、申立人の健康保険の被扶養者となっている上、平成 12 年度の国民年金保険料について前納の納付記録が確認できるところ、オンライン記録の標準報酬月額（20 万円）及び上記取引記録における振込金額等を基に算出した額に当該国民年金保険料を加えた同年の申立人の社会保険料額は、上記申告書の社会保険料控除額とおおむね一致することが確認できることから、上記申告書の社会保険料控除額には当該国民年金保険料が含まれていると考えられる。

なお、A社の元事業主は、申立期間当時の資料が残っておらず、申立人の給与からの保険料控除については不明である旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人から新たに提出された資料は、年金記録確認C地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月から34年6月まで  
A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社でB職の仕事をしていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び申立期間に同社に勤務していたとする同僚の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、当時の資料を保管していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについては不明である旨回答している。

また、申立人が記憶する同僚3人のうち所在の判明した一人に照会したところ、当該同僚は、自身がA社に入社した3年後に厚生年金保険の被保険者となっていることについて、入社して1年間は見習扱いで、3年後に一人前とみなされ厚生年金保険に加入させてくれたのだと思う旨供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿等によると、申立期間に申立人の氏名は確認できず、健康保険証の番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月1日から平成7年4月1日まで  
② 平成7年6月6日から12年2月5日まで  
③ 平成14年4月1日から16年10月30日まで

昭和40年4月1日から平成16年10月30日まで、A社、B社、C社及びD社のいずれかの事業所で勤務していたが、申立期間①から③までの厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたことは間違いないので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録は、申立期間①のうち、昭和57年4月1日から58年6月3日までの期間にB社で記録されており、当該期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社は、「平成7年より前は、前社長が個人で営業していたが、申立人は、平成2、3年頃から臨時雇用で勤務し、15、16年頃まで来たり来なかったりしていた。」と回答していることから、申立期間①から③までにおいて、期間は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日（以下「新規適用日」という。）について、A社は平成7年4月1日、B社は昭和54年9月1日、C社は平成3年11月1日、D社は元年6月1日と記録されており、申立期間①のうち、各事業所の新規適用日より前の期間は適用事業所となっていないことが確認でき、また、B社については、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（以下「全喪日」という。）は平成7年2月1日と記録されており、申立期間①のうち全喪日より後の期間並びに申立期間②及び③において、同社は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、新規適用日に申立人を厚生年金保険に加入させたが、申立人から国民健康保険に戻したいと言われたため、資格喪失させた旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、国民年金に、制度発足時から平成7年\*月に60歳に達するまでの期間加入し、当該期間に係る国民年金保険料を納付した後、同年3月から老齢基礎年金を繰り上げて受給していることが確認できるところ、同年4月1日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことにより老齢基礎年金が支給停止となり、同年6月6日に資格喪失したことにより支給停止が解除されたことが確認できる。

加えて、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は住所が判明しないことから、申立人の申立期間①から③までにおける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないほか、C社及びD社は、申立人の勤務実態は無いと回答している。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 2 月 25 日  
② 平成 16 年 8 月 25 日

年金事務所からのお知らせにより A 社における申立期間の賞与の記録が漏れていることを知ったので、年金記録を調査の上、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社は、平成 21 年 7 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の閉鎖事項全部証明書によると、23 年 9 月 \* 日付けで清算が終了し、閉鎖となった旨登記されていることが確認でき、申立人の申立期間における賞与支払及び保険料控除の事実について確認することができない。

また、A 社の元代表清算人から提出された関連資料（会計・人事システムからの抽出データ及び金融機関への伝送データ等から作成したとする資料）によると、申立人が、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除された事実については認められない。

さらに A 社が加入していた B 健康保険組合は、申立人の申立期間における賞与支払届が提出されていない旨回答しているところ、同健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳には、申立期間に係る賞与の記録は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日  
② 平成 16 年 2 月 25 日  
③ 平成 16 年 8 月 25 日

年金事務所からのお知らせにより、A社における申立期間に係る賞与の記録が漏れていることを知ったので、年金記録を調査の上、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 21 年 7 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の閉鎖事項全部証明書によると、23 年 9 月 \* 日付けで清算が終了し、閉鎖となった旨登記されていることが確認でき、申立人の申立期間における賞与支払及び保険料控除の事実について確認することができない。

また、A社の元代表清算人から提出された関連資料（会計・人事システムからの抽出データ及び金融機関への伝送データ等から作成したとする資料）によると、申立人が、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除された事実については認められない。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合は、申立人の申立期間における賞与支払届が提出されていない旨回答しているところ、同健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳には、申立期間に係る賞与の記録は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から11年6月1日まで  
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、平成9年6月に入社し、11年5月まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間後に勤務したB社から提出のあった申立人が作成した履歴書によると、申立人は平成8年5月にA社に入社し、11年4月28日時点において同社に勤務している旨記載されていることが確認できる。

しかしながら、A社は既に解散しており、解散時の事業主は、申立期間における資料は無いとしている上、申立期間当時の事業主は、「取締役であった夫が亡くなり、私が代表取締役となったが、会社のことは何も分からない。」と回答しており、申立人の同社における勤務及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった平成9年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者を41人確認することができ、このうち連絡先が判明した38人に文書照会を行い、5人から回答を得たものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によれば、A社は、厚生年金保険のみ適用を受けた事業所であるところ、申立期間当時の事業主及び上記複数の従業員は、「健康保険は、C国民健康保険組合に加入していた。」と回答しており、同社で厚生年金保険の被保険者となる者は、社会保険事務所（当時）による健康保険の適用除外承認を得た上で、国民健康保険組合の被保険者となることとなるが、申立人は、現在も居住しているD市において、申立期間を含む昭和63年8月21日から平成11年6月2日までの期間について、国民

健康保険に加入していることが確認できることから、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間を含む平成9年5月から11年5月までの国民年金保険料を納付している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、A社から支払を受けた給与に係る支払明細書として、平成9年6月分の給与データを提出しているところ、同給与データの控除項目欄には、健康保険料及び厚生年金保険料の金額がそれぞれ確認できるものの、同じ控除項目欄では所得税の源泉徴収は確認できないほか、出勤日数及び出勤時間等の勤怠項目欄も全て「0」となっている上、申立人は、平成9年6月は国民健康保険に加入していたことなどから判断すると、同給与データは、必ずしも実績を反映させたものではないと考えられる。また、同給与データの日付は、「1997年7月25日」と記載されており、同社が厚生年金保険の適用事業所となる直前のものであることを踏まえると、同給与データは、同社が厚生年金保険の適用事業所となった場合の保険料控除額などを試算するためのものであったと推認できる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月

日本年金機構からの連絡により、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。記憶では申立期間に 12 万円の賞与が支給され、保険料も控除されていたので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の申立期間に係る「個人別賃金台帳」及びC健康保険組合から提出された申立人の同社に係る賞与支給の記録によると、申立人は、申立期間に賞与が支給されていないことが確認できる。

また、B社の担当者は、申立人は、申立期間は営業職専門の契約社員であり、申立期間当時は契約社員には賞与の支給制度は無かったと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月から53年2月まで

A社に事務員として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたこと分かる「昭和52年分給与所得の源泉徴収票」を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された「昭和52年分給与所得の源泉徴収票」の記載内容により、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、法人事業所であるものの、飲食業であることが確認できることから、申立期間当時、厚生年金保険法における強制適用事業所ではなかったことがうかがえるところ、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成元年11月1日であることが確認できる。

また、A社は、平成5年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業主は、当時の資料が無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について不明であるとしている。

さらに、A社の申立期間当時の給与事務担当者は、当時、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった旨供述している。

加えて、申立人は、A社において、厚生年金保険料を給与から控除されていたこと分かる資料として、「昭和52年分給与所得の源泉徴収票」を提出しているものの、当該源泉徴収票に記載されている「社会保険料の金額」の内訳について検証する資料が無いため、当該「社会保険料の金額」から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控

除について確認することができない。

また、オンライン記録により、申立人及び申立人がA社において申立期間に一緒に勤務していたとする複数の同僚は、申立期間に国民年金の被保険者として、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月 27 日から 60 年 4 月 1 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務し、厚生年金保険に加入していたので厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人の労働者名簿から、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社における社会保険事務を現在委託されている社会保険労務士が保管している被保険者台帳によると、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和 60 年 4 月 1 日と記入されており、同社に係る事業所別被保険者名簿の資格取得日と一致している上、同社は、申立期間当時、従業員を採用してからすぐには厚生年金保険には加入させておらず、加入させる前の給与から厚生年金保険料を控除することはない旨回答している。

また、上記被保険者名簿から、申立期間当時の複数の従業員に照会したところ、回答があった従業員が記憶している自身の入社日は、厚生年金保険の資格取得日と数か月相違していることから、申立期間当時、A社では、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人のA社における雇用保険の記録、健康保険組合の記録及び厚生年金基金の記録は、上記被保険者名簿の記録と符合している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。